# 災害救助法適用地域の特別なお取扱いについて(1~3報)

この度の「令和5年7月7日からの大雨にかかる災害」にて被災された皆様に、心より お見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以 下の特別なお取扱いをいたします。

#### 1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、 保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

## 2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

## 3. 災害救助法適用地域及び適用日について

| 適用地域 |               | 適用日     |
|------|---------------|---------|
| 島根県  | 出雲市           | 7月8日(土) |
| 佐賀県  | 佐賀市、唐津市、伊万里市  | 同上      |
| 大分県  | 中津市、日田市       | 同上      |
| 福岡県  | 久留米市、八女市、筑後市  | 同上      |
|      | うきは市、朝倉市、那珂川市 | 同上      |
|      | 朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村 | 同上      |
|      | 八女郡広川町、田川郡添田町 | 同上      |

#### 【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)